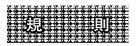


長野県報

6月7日(月) 令和3年 (2021年) 第210号

目	次
	<i>'</i>

規 則 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) · · · · · 1	
告 示	
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(森林づくり推進課)	
政治資金規正法に基づく政治団体の収支に関する報告書の訂正の報告 (2件) (選挙管理委員会) 2	
政治資金規正法に基づく政治団体の届出(選挙管理委員会)	
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会)	
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出(選挙管理委員会) 30	
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出(選挙管理委員会) 31	
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出(選挙管理委員会) 32	
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出(選挙管理委員	
숲)	
公 告	
都市計画案の縦覧(都市・まちづくり課)	
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 33	
特定調達契約に係る一般競争入札(産業人材育成課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。 令和3年6月7日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

長野県人事委員会規則第7号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則(昭和45年長野県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(給料の調整を行う職の特例)

4 給料の調整を行う職については、当分の間、別表第1の長野食肉衛生検査所の項中

長野食肉衛生検査所

とあるのは、

長野食肉衛生検査所 松本市食肉衛生検査所

とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の調整額に関する規則の規定は、令和3年4月1日から適用する。

人事委員会事務局